

第 5 回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成 19 年 7 月 5 日（木）

午後 1 時 30 分

会 場：大阪市環境局 第 1・2 会議室

1 開 会

2 議 題

- ・喫煙設備のあり方について
- ・その他

3 閉 会

（配付資料）

資料 1 第 5 回大阪市路上喫煙対策委員会資料

資料 2 第 5 回大阪市路上喫煙対策委員会（参考資料）

# 第5回大阪市路上喫煙対策委員会資料

**大阪市環境局**

**平成19年7月5日**

## 喫煙設備について「条例の考え方（趣旨）」

- 路上喫煙問題は、基本的にマナーやモラルの問題である
- 条例の目的として「市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保」を設定しているが、他人に対して迷惑や被害を及ぼさず、かつポイ捨て行為をしないことや、副流煙などによる影響がない場所での喫煙は否定していない
- 他人に迷惑や被害を及ぼすおそれのある喫煙を規制することにより、一定のルールを守った喫煙を促すものである
- 道路や敷地の管理者が設置、もしくは設置を許可した喫煙設備の周辺での喫煙は規制の対象外としている

## 喫煙設備について「パブリックコメントに寄せられた主な意見 2-1」

- 喫煙場所をもっと増やしてほしい。現在、駅構内の全面禁煙、禁煙の喫茶店の増加、職場での禁煙などにより、喫煙できる場所がほとんどない。喫煙場所がなければ、見つからないように路上で喫煙することになる。それでは、条例制定は逆効果になる
- 喫煙場所を設けることにより、喫煙者、非喫煙者がお互いを認め合うようにもなれるのではないか
- 喫煙場所を目立つようにして、それ以外のところは全て禁煙とすべき。喫煙場所は限られたところのみとする。そこを避けて通るようになれば非喫煙者にも影響がなくなる

## 喫煙設備について「パブリックコメントに寄せられた主な意見 2-2」

- たばこ販売会社・たばこ店等の協力で灰皿の設置を多くし、管理を徹底すればどうか
- 受動喫煙を受けないように、十分に距離を置いた場所、周辺の景観に配慮し、たばこ広告を表示しない。また、一時的な経過措置とすべきで、市民の苦情と喫煙者の減少に伴い、廃止できるものとすべきだ
- 住民の理解を得られる場所等に喫煙場所を作ってほしい
- 設置すると多数の者が一度に集まって大量のたばこの煙が拡散してかえって迷惑となるので、喫煙設備は設置しないほうがいい。設置するとしても、慎重に科学的に行う必要がある

## 喫煙設備について「パブリックコメント本市の回答」

- 「条例(案)の骨子」の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものである
- したがって、喫煙設備がある場所での喫煙を促すことによりマナー向上が図られるものと考えているので、道路や敷地の管理者が設置した喫煙設備での喫煙は規制の対象外にする予定である
- ただし、喫煙設備は、通行の阻害要因になったり、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある場所を避けて設置する必要があるため、その点について、十分配慮する必要がある
- 「禁止地区」においては、罰則が適用されるため、規制の対象外である喫煙設備のある場所をより明確にする必要があるため、道路や敷地の管理者、地域の皆様などと十分協議をした上で判断する必要がある
- なお、本市として、新たに喫煙設備を設置すべきか否かの問題は、本市の路上喫煙対策の基本にかかる問題であり、条例制定後に設置予定の「(仮称)路上喫煙対策委員会」でご議論いただいたうえで慎重に検討する必要がある

## 喫煙設備について「他都市の状況(禁止地区)」

- 禁止地区内に設置している      千代田区    さいたま市    川崎市  
神戸市    広島市    福岡市    芦屋市
- 同      設置していない      札幌市    名古屋市    静岡市

概ねの傾向としては

- 喫煙設備を撤去した都市では、喫煙可能な場所への喫煙者の集中による新たな迷惑を生じさせて、改めて設置、もしくは、設置を検討している  
千代田区    札幌市

実態に応じて喫煙設備の設置、もしくは、設置を検討している都市が多い

# 喫煙設備について「分煙」

## (再掲)

- 世界的には、公共施設や飲食店等、室内での喫煙行為を禁止して、屋外での喫煙行為を禁止していない例が多い
- わが国では、健康増進法の施行により、多数の人が利用する施設では、その管理者が受動喫煙を防止する義務を負っているが、喫煙者への法律による直接的な規制はなく、屋外では、マナーの向上を主目的に路上喫煙を防止する条例により自治体が路上喫煙者を規制する傾向にある
- 大阪市の「路上喫煙の防止に関する条例」についても、条例の目的として「市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保」を設定しているが、他人に対して迷惑や被害を及ぼさず、かつポイ捨て、副流煙等生活環境への影響がない場所での喫煙は否定していない
- 今回路上喫煙の防止に当たっては、分煙の考え方からは周辺に迷惑や被害を及ぼさない場所では、道路や敷地の管理者が設置、もしくは許可した場合、喫煙設備の周辺での喫煙は規制していない
- これまで、大阪市の街頭に吸殻容器を設置してきた目的は、主に吸殻のポイ捨てを防止することであり、投棄された吸殻を清掃する経費と吸殻容器の設置によりポイ捨ての防止をはかる経費との費用対効果の観点から、税を投入して吸殻容器を整備してきた
- 現在、行政が税を投入し、喫煙設備を設置することに対しては、「路上喫煙禁止地区」ならびにそれ以外の地域での設置のあり方も含め意見が別れるところである

「路上喫煙の防止に関する条例」の施行により、従来のまちの美観の維持（ポイ捨て防止）としての考え方から、健康、防災、防火の観点も加味した「分煙」の課題としても検討する必要がある

## 喫煙設備について「禁止地区内に設置する場合の考え方」

- 喫煙設備の設置場所で、禁止地区の周知や啓発物の掲示を行い、喫煙場所以外では吸わない習慣付けを訴え、喫煙マナーやモラルの意識向上とともに、周辺への迷惑や被害の防止をはかる
- 禁止地区内の他人に迷惑や被害を及ぼすおそれが高い場所に設置する

路上喫煙マナーの向上を訴える分煙のシンボルとなるような設備を設置

# 喫煙設備について

「禁止地区以外(努力義務地域)に設置する場合の考え方」

- たばこの煙やにおいなどの影響の比較的低い場所
- 非喫煙者、特に子どもなどに火傷等の被害を与えない場所
- 非喫煙者が、灰皿の所在を確認しやすい場所（避けて通れる場所）
- 喫煙者が立ち止まって喫煙ができる場所

まちの美観の維持（ポイ捨ての防止）を含めた、健康、防災、防火の観点を加味し、特に、現在本市が設置している、灰皿つき街頭ごみ容器を、上記の観点から適切な場所に移設するため、場所、数量などを精査する

# 政令市等の喫煙設備の設置状況(2-1)

過料徴収実施都市

都市名	禁止地域内	禁止区域外	禁止区域を設定したことによる影響	喫煙設備の周知方法について	参 考
千代田区	秋葉原駅前に1ヶ所	あり(公園内)	公園内での喫煙が増加した。	特にしていない。	日比谷公園は禁止地区外、都の管理、灰皿は1ヶ所程度(特に分煙施設として設置しているわけではない)。公園の灰皿の設置は道路公園課の判断。公園も基本的にはゴミ箱、灰皿は設置しないが、ぼい捨て等が増加したと判断した場合は設置している。禁止地区外への影響は特にないが公園内は増加。
札幌市	なし	把握していない	特にない	—	禁止地区外への影響特にない。議会答弁:受動喫煙の影響も考慮した上で、喫煙者の環境整備のひとつとして設置を考慮したい。
さいたま市	大宮駅他2駅に5ヶ所	把握していない	特にない	ホームページ及び禁止地区周知看板への表示	設置も寄付。禁止地区外への影響は特になし。
川崎市	川崎駅他4駅に12ヶ所	把握していない	特にない	ホームページ及びリーフレット、看板の地図への表示	川崎駅周辺は設置も寄付。あとは設置は市。禁止地区外への影響は特になし。基準は特にない(駅の近くでスペースのあるところ)
静岡市	なし	あり	特にない	—	路上喫煙、ポイ捨て等が減少している。灰皿設置の要望はないので検討していない

平成19年6月聴き取り調査

# 政令市等の喫煙設備の設置状況(2-2)

過料徴収実施都市

都市名	禁止地域内	禁止区域外	禁止区域を設定したことによる影響	喫煙設備の周知方法について	参 考
名古屋市	なし	なし	特になし	—	現在設置の予定はない
広島市	広島駅前に1ヶ所 他市内に約160ヶ所の灰皿	あり	禁止地区外では条例施行の効果が無いという意見がある。	特にしていない。	灰皿の設置数は、条例施行時約180→169(18年度)→164(19年度)。苦情があれば移設もしくは撤去(移設の余地がなければ)ももとの設置基準はバス停、交差点。禁止地区外に関しては条例施行の効果が無いとの声がある。駅前の設置は平成17年8月
福岡市	警固公園内に2ヶ所	なし	特になし	特にしていない。	平成15年11月に公園に関する調査を行い、喫煙所があったほうがマナー向上があるのではという意見があったので、試験的に設置、一度撤去後、2年ほど前から再設置。
京都市	禁止地区未指定	あり	—	—	現在、禁止予定地区の内外を問わず街頭に灰皿を設置しているが、喫煙設備のあり方については、今後検討予定。
芦屋市	芦屋駅周辺に6ヶ所	あり	特になし	ホームページ及び禁止地区周知看板への表示	平成19年6月条例施行に間に合わせるように灰皿を設置。設置の基準はない。喫煙設備の周辺企業(薬局)から苦情あり。

平成19年6月聴き取り調査

## 「(仮称) 重点啓発推進地区」について(2-1)

### 「路上喫煙禁止地区」

- 通行量の多さ、路上喫煙率の高さ、地域の明確性、大阪を代表する地域
- ☆ さしあたり一部の地域に限定し、実施効果を検証し地域の拡大・解除も検討する

規制(罰則) という手段により行政主体で取り組む地域

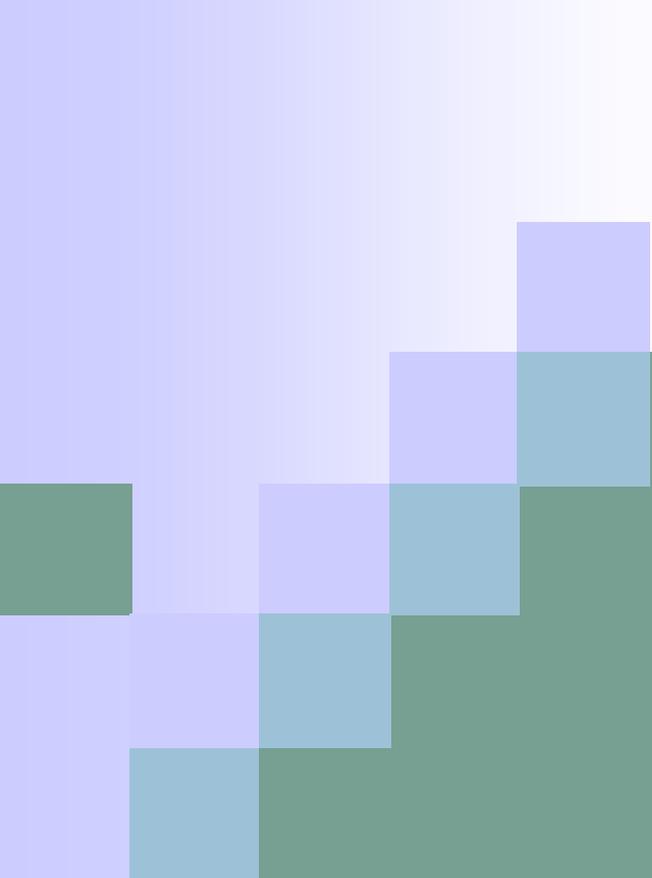
### 「(仮称) 重点啓発推進地区」

- 路上喫煙の迷惑や被害の実態があり地区指定により啓発効果・PR効果のある地域
- ☆ 地域指定を随時行う

通行者に訴えて、理解を得ながら地域(市民・事業者) が主体的に取り組むマナー意識を高めていく地域

## 「(仮称) 重点啓発推進地区」について(2-2)

- 名 称  
路上喫煙の防止のアピール効果のあるものとする
- 標 示  
当該地区であることを示す標示（看板・のぼり・路上等の標示）を検討
- 啓発活動  
要請に応じて、大阪市が地域の啓発活動に参加する
- 活動のPR  
大阪市が、当該地域の活動を広報する
- 推進地区の選定  
地域からの申請に基づき、指定を検討する



# 第5回大阪市路上喫煙対策 委員会(参考資料)

**大阪市環境局**

**平成19年7月5日**

# ◆ 喫煙場所例



## ◆ 喫煙場所例



## ◆ 喫煙場所例



東京都港区



東京都港区

# ◆ 喫煙場所例



東京都港区



東京都豊島区